

令和4年第4回竜王町議会定例会（第2号）

令和4年12月12日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- 日程第 1 議第66号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議第67号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議第68号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第69号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第70号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議第71号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第72号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第73号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第74号 令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第75号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）

2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	岡山富男	12番	貴多正幸

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	関司明德
住民福祉主監兼 住民課長	川嶋正明	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	寺本育美	総務課長	寺嶋要
未来創造課長	谷大太	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
福祉課長	中原江理	健康推進課長	西村忠晃
自立支援課長	野村博嗣	商工観光課長	岩田宏之
建設計画課長	市岡忠司	上下水道課長	森岡道友
教育次長兼 生涯学習課長	知禿雅仁	教育総務課長	町田啓司
学校教育課長	岡崎吉隆		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書記	井村奈緒美
--------	-------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（貴多正幸） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第66号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（貴多正幸） 日程第1 議第66号、竜王町特別職の職員で常勤のものの  
給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第66号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第1 議第66号は原案  
のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第67号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（貴多正幸） 日程第2 議第67号、竜王町職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
日程第2 議第67号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第2 議第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第68号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する  
条例の一部を改正する条例**

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第68号、竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第3 議第68号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第3 議第68号は原案のとおり可決されました。



**日程第 4 議第 69号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例**

○議長（貴多正幸） 日程第 4 議第 69号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 議第 69号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

提出議案説明資料を基にお伺いしたいと思います。提出議案説明資料の 30ページをお開きください。

ここでは、竜王町都市公園条例の別表第 3 というものが記載されてございます。この中で新たに施設として立ち上がるボルダリング施設の料金表が、この 30ページから 3 ページにわたって記載されております。この料金について 1 点、質疑でお伺いさせていただきたいと思います。

例えばこの 31 ページを御覧いただきたいわけなんです、町内料金が例えば 1 人 1 回 2 時間以上で個人利用されると、その場合の町内料金はここには 1, 100 円、それから、町外の方が 2 時間以上利用する場合は 1, 650 円と約 1.5 倍の料金で記載されてございます。

竜王町都市公園条例の中では、別表第 3 の中にいろいろな料金表というのが体系的に含まれておまして、この中には、1.5 倍で町外料金を計算されているところと 2 倍料金で計算されているところがございます。具体的に申し上げますと、町外料金が 1.5 倍となっておりますのがテニスコート、スポーツジム、スタジオ。代わって 2 倍料金として町外料金が設定されているのが体育館、ドラゴンハット、弓道場。そもそも町外料金というのがないのがプール、採暖室というふうになっております。

今回、この常設のボルダリング施設というのを造るに当たって、町内料金、町外料金というのをいろいろ検討していただいたと思うわけなんです、この町外料金が 1.5 倍になったというのは、2 倍の施設がある中で、こういったことでこういう倍率になっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 知禿教育次長兼生涯学習課長。

○教育次長兼生涯学習課長（知禿雅仁） 中村議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正いたしますボルダリング施設使用料については、竜王町総合運

動公園内のほかの施設の町内・町外との使用料の設定を考えており、特にボルダリング施設は、基本的には個人で使用されることを想定していることから、同様の施設でありますスポーツジムやテニスコートの設定と合わせる形としました。

併せて、県内民間ボルダリング施設との使用料の差別化を図ることで利用しやすくするとともに、県レベルの大会が開催できる施設でもあることから、町内はもちろん、町外の方々にも利用いただきやすい使用料の設定をするため、町外利用者は町内の1.5倍とさせていただいているところでございます。

一方で、施設によって町内・町外の料金設定に不整合があるとの御意見につきましては、それぞれの施設がオープン時に、利用者の層、利用目的等様々な検討を加えた上で案を作成し、議会でお認めをいただいていた経過がございます。今回は、ボルダリング施設に係る条例改正をお願いしているところですが、議員に御指摘いただいている個人利用の町内・町外料金設定については、時間区分や料金について全体を見渡しながら今後、検討していければというように考えております。

以上、中村議員の回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 御検討していただけるということで、どうぞよろしく願いいたします。

これちょっと午前中に僕気づかなかったので、もう一点お伺いしたいんですけど、先ほどはこういう御質問ができなかったんですが、提出議案説明資料の31ページを続けて御覧ください。

ここには、「青少年、高齢者および障害者」ということで、2時間未満利用の場合は町内280円、町外420円と、ここでも1.5倍という掛け数で行っているわけなんですけれども、そもそも「青少年、高齢者および障害者」というので町内・町外という区分をつけているのは、一体どういう理由があるのかなというのを伺います。

といいますのは、33ページを続けて御覧ください。

別表第3の備考の3でございます。

「青少年、高齢者および障害者」とは、町内在住者で18歳以下、65歳以上の者および障害者をいう」というふうに書いてあるわけなんですけれども、要は、ボルダリングジムに関しては、町内・町外の青少年、高齢者および障害者の別をつけるということが、どういう理由からそうなっているのかについてもお伺

いしたいと思います。

ほかの施設だと、要は、青少年割引、高齢者割引、障害者割引、これらを受けるためには、まず竜王町民でなければこの減額を受けることができないわけなんですけど、ボルダリングジムに関してはなぜか町外の人でもこの減額の対象となっているということで、この理由についても併せてお伺いしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** ただいまの中村議員の御質問でございますが、ボルダリング施設につきましては、ちょっと今までの我々が認知している施設、例えばプールですとか、テニスコートですとか、スタジオですとか、そういったものと少し違った要素というか、というのは、町内の方にも多く利用していただくことはもちろん願うところですが、町外の方々、特に高校生、竜王町でいますと八幡高校とか、栗東高校とか、割と熱心に取り組まれている高校が、施設がなくてなかなか練習ができないという現状をお聞きしております。

そういった中で、竜王のこういう施設ができたことによって大いに利用したいというようなお声をいただいておりますので、そういったことを併せて、町外の方にもより利用しやすく、特に青少年の方、主に置いているのは青少年の方というふうに思いたいとは思っているんですけれども、もちろん枠組みでは高齢者の方と青少年と両方あるわけですが、高校生的な皆さんに何とか町外からも積極的に利用していただくことで、町内の子どもたちもまたそれをお手本にしながらこのスポーツを楽しんでもらったり、広げてもらえたらというような考えをベースに持っております。

どういう設定が正しいかとか、朝からの議論もそうなんですけれども、どの値段設定が良いかというのはいろいろ検討余地はあるんですが、様々なことを県内施設なり、また町内のほかの施設なりをいろいろ検討もしてきましたが、併せて今申し上げましたような県内の若い人に、高校生等に積極的に使ってもらえるような形の対応ができるような配慮ということで、このような町外設定という形も設けているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 町外からの利用者も広く募りたいから、町外の方に関しても青少年は割引をするというお答えであったわけなんですけれども、結局それが、やっぱりほかの施設の利用者さんからすると不公平感の正体であると、私は思う

んです。

例えば2倍料金を払っている、弓道場を例にして申し訳ないですけど、弓道場の例を取りますと、この別表第3に青少年、高齢者および障害者のスポーツ料金というものがそもそも存在していない施設だってあるわけなんですよ。弓道なんて明らかにシニアスポーツ、65歳以上の人が多く従事されている武道でありますので、やっぱりそういう人たちにも多く使ってもらったたら、やっぱり同じように施設全体で整合性を図るべきだと思うんです。

だから、町外が1.5倍、別にそれはいいと思うんですけど、でも2倍料金を払っている人からすると、何でこちらは2倍なんやというところで、やっぱり不公平感が生まれているという現状があるということをお認めしていただきたいわけなんです。

それはその都度、施設の立ち上がりで当時の方々がいろいろ議論されて議決に至ったということは十分理解しているわけなんですけれども、しかしながら、今現状の施設の利用状況というのも十分統計的に明らかになっていて、町内外の人がどのくらい来ているかというのは明確に分かるわけですから、そういったデータを基にして、改めてこういったものはその時代に合わせて料金の統一、整合性を図るべきだと思うんですが、もう一度それについて認識をお伺いして終わりたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 中村議員の今の御質問についてですが、先ほど生涯学習課長が申しましたように、その都度都度いろいろ検討されて、その中をいろいろ見てみますと、やっぱり利用目的ですとか、どのぐらいの人数で利用されるかとか、そういったことを踏まえて料金設定や時間区分がされているなどというのはいろいろ分かってきました。

改めて申し上げますと、個人利用に関して不整合があるというのは、先ほどもおっしゃっていただいた弓道場の関係の個人利用というのは現に2倍になっていますので、その辺りのことも考えますと、今、新しくボルダリングも整備しますし、先ほど来あるスポーツジムだとか、あるいはテニスコートだとか、スタジオといったことは1.5倍で整理をしておりますので、そういったことから考えますと、今の弓道場の関係も含めて利用者の状況、そして利用時間、時間区分も少し考えていく必要があるのかなというふうに改めて思っております。

今回御提案させていただいたのは、とにかくボルダリングジムを条例化してい

ただくということが一の願いでございましたので、そこに注力しておりましたけれども、今こうして御指摘をいただいたことを踏まえまして、もう一度全体的な料金設定なり、時間設定なり、例えば時間区分なりということも担当課、関係課と協議をしながら、より良い方向性、また、お客様にとって納得性のあるものができるように今後進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第4 議第69号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第4 議第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議第70号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（貴多正幸） 日程第5 議第70号、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第70号は予

算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第 7 1 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第 3 号）**

○議長（貴多正幸） 日程第 6 議第 7 1 号、令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 6 議第 7 1 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第 6 議第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 7 2 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第 2 号）**

○議長（貴多正幸） 日程第 7 議第 7 2 号、令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第72号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第7 議第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 8 議第73号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（貴多正幸） 日程第8 議第73号、令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第8 議第73号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第8 議第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議第74号 令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（貴多正幸） 日程第9 議第74号、令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
日程第9 議第74号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第9 議第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議第75号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（貴多正幸） 日程第10 議第75号、令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第10 議第75号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第10 議第75号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。  
これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時21分